

様式第13号の2(第19条関係)

2 中学校の場合

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

尾道市立因北中学校長 向井 昌行

教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

区 分		年 間 授 業 時 数		
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
教 科	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
小 計	895	875	875	
道 徳	35	35	35	
総合的な学習の時間	50	70	70	
特 別 活 動	学 級 活 動	35	35	35
	生 徒 会 活 動	— (3)	— (3)	— (3)
	学 校 行 事	— (6 0)	— (8 0)	— (6 0)
合 計	1015(63)	1015(83)	1015(63)	
備 考				

- 1 各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動・計の欄には、年間授業時数を記入すること。
- 2 備考欄には選択教科の運営について、その要点を記入すること。
- 3 特別活動のうち、生徒会活動、学校行事に充てる時数は、()内に記入すること。
- 4 教育課程の変更に関する届は、この様式に準じて作成すること。

4 特別支援教育の場合(中学校)

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

尾道市立因北中学校長 向井 昌行

特別支援学級の教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

	学級名	知的障害特別支援学級(1年)		知的障害特別支援学級(2年)	
	グループ	知的	交流	知的	交流
	授業時数	年間(週)	年間(週)	年間(週)	年間(週)
各教科等を 合わせた指導	生活単元	140(4)	()	140(4)	()
	作業学習	105(3)	()	105(3)	()
		()	()	()	()
		()	()	()	()
必修教科	国語	105(3)	()	105(3)	()
	社会	105(3)	()	105(3)	()
	数学	105(3)	()	105(3)	()
	理科	105(3)	()	105(3)	()
	音楽	()	45(1.3)	()	35(1)
	美術	()	45(1.3)	()	35(1)
	保健体育	()	105(3)	()	105(3)
	職業・家庭 技術・家庭	0(0)	()	0(0)	()
外国語	70(2)	()	70(2)	()	
道徳	0(0)	()	0(0)	()	
総合的な学習の時間	()	50(1.4)	()	70(2)	
特別活動	35(1)	()	35(1)	()	
自立活動	0(0)	()	0(0)	()	
計	770(22)	245(7)	770(22)	245(7)	

特別支援教育教育指導計画「記入上の注意」

- 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要がある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の生活科については、各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。また、中学校の技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づく場合は職業・家庭に○を付けること。
- 5 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

4 特別支援教育の場合(中学校)

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

尾道市立因北中学校長 向井 昌行

特別支援学級の教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

	学級名	知的障害特別支援学級(3年)			
	グループ	知的	交流		
	授業時数	年間(週)	年間(週)		
各教科等を 合わせた 指導	生活単元	140(4)	()		
	作業学習	105(3)	()		
		()	()		
		()	()		
必修 教科 科	国語	105(3)	()		
	社会	105(3)	()		
	数学	105(3)	()		
	理科	105(3)	()		
	音楽	()	35(1)		
	美術	()	35(1)		
	保健体育	()	105(3)		
	職業・家庭 技術・家庭	0(0)	()		
	外国語	70(2)	()		
道徳	0(0)	()			
総合的な学習の時間	()	70(2)			
特別活動	35(1)	()			
自立活動	0(0)	()			
計	770(22)	245(7)			

特別支援教育教育指導計画「記入上の注意」

- 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要がある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の生活科については、各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。また、中学校の技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づく場合は職業・家庭に○を付けること。
- 5 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

4 特別支援教育の場合(中学校)

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

尾道市立因北中学校長 向井 昌行

特別支援学級の教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

		自閉症・情緒障害特別支援学級(1年)		自閉症・情緒障害特別支援学級(2年)	
		グループ		グループ	
		自閉症・情緒	交流	自閉症・情緒	交流
授業時数		年間(週)	年間(週)	年間(週)	年間(週)
各教科等を 合わせた指導	日常生活の指導				
	生活単元				
	作業学習				
必修教科	国語	128(3.7)		122(3.5)	
	社会	105(3)		105(3)	
	数学	128(3.7)		105(3)	
	理科		105(3)		140(4)
	音楽		45(1.3)		35(1)
	美術		45(1.3)		35(1)
	保健体育		105(3)		105(3)
	職業・家庭 技術・家庭		70(2)		70(2)
	外国語	128(3.7)		122(3.5)	
道徳		35(1)		35(1)	
総合的な学習の時間		50(1.4)		70(2)	
特別活動	35(1)		35(1)		
自立活動	36(1.02)		36(1.02)		
計	525(16)	490(13)	420(15)	595(14)	

特別支援教育教育指導計画「記入上の注意」

- 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要がある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の生活科については、各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。また、中学校の技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づく場合は職業・家庭に○を付けること。
- 5 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。

4 特別支援教育の場合(中学校)

令和5年4月1日

尾道市教育委員会 様

尾道市立因北中学校長 向井 昌行

特別支援学級の教育課程に関する届

令和5年度の教育課程(授業時数)を次のとおり編成するので、届け出ます。

	学級名	自閉症・情緒障害特別支援学級(3年)		
	グループ	自閉症・情緒	交流	
	授業時数	年間(週)	年間(週)	
各教科等を 合わせた指導	日常生活の指導			
	生活単元			
	作業学習			
必修教科	国語	105(3)		
	社会	128(3.7)		
	数学	128(3.7)		
	理科		140(4)	
	音楽		35(1)	
	美術		35(1)	
	保健体育		105(3)	
	職業・家庭 技術・家庭		70(2)	
	外国語	128(3.7)		
道徳		35(1)		
総合的な学習の時間		70(2)		
特別活動	35(1)			
自立活動	36(1.02)			
計	525(16)	490(14)		

特別支援教育教育指導計画「記入上の注意」

- 1 記入に当たっては、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に準じ、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして決定すること。
- 2 グループ欄には、障害の状態や学年別等に分けて指導する必要がある場合に記入する。
- 3 各教科等を合わせた指導とは、例えば遊びの指導、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習の指導形態をいう。なお、必要に応じて適宜欄を増やして記入すること。
- 4 小学校の場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の生活科については、各教科等を合わせた指導で扱うことが望ましい。また、中学校の技術・家庭、職業・家庭については、中学校学習指導要領に基づく場合は技術・家庭に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づく場合は職業・家庭に○を付けること。
- 5 一部の教科を通常の学級で指導する場合などについては、その旨を別記すること。